機構関連事業に係るお知らせ（農地所有者用）

【15年以上の期間農用地等を機構に貸し付ける方向け】

※　本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、農地中間管理機構が農用地等を借り受ける場合、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行われなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

※　説明者チェック欄☑は、説明者が説明後に記載します。

　（郵送等の場合で対面説明ができない場合は書面説明に代えますので、チェック欄は空欄とし、各事項についてご理解の上、「農地所有者氏名」欄に記名してください。）

〇　機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195条）第87条の３第１項の土地改良事業をいう。）は、福島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、福島県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

なお、福島県が本事業を実施する際には改めて事業に係る説明会等を開催することとなりますのでご了知願います。

〇　機構関連事業の内容について

（説明者チェック欄）

　　□　・　　機構関連事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。

　　□　・　　機構関連事業は、福島県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。）、農業用用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。

〇　留意事項について

　　□　・　　機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。

　　□　・　　機構関連事業が行われた農用地等の所有者が、機構への貸付けを自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（説明者 所属・氏名）

上記内容について説明を受けました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（農地所有者氏名）